

障企発0323第1号
平成30年3月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の一部改正について

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成3年9月26日付け社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局厚生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名通知）については、今般、別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、関係団体、関係業者等に周知方御配慮願います。

記

1. 改正の趣旨

「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」（平成3年厚生省告示第130号）が「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第122号）により改正され、平成30年4月1日から適用されることになったことに伴い、対象物品の定義の見直しを行うものであること。

2. 改正の内容

第2の23の「盲人用カナタイプライター」の項目の削除